

佐賀県有明海区漁業調整委員会	佐賀県有明海区漁業調整委員会が任命する職員
松浦海区漁業調整委員会	松浦海区漁業調整委員会が任命する職員

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

○ 告 示

●佐賀県告示第五十六号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による特定第二号漁業者の同意があつた旨の届出は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成十七年二月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

高串加入区	区 域	区 分	主として一本釣漁業
-------	-----	-----	-----------

●佐賀県告示第五十七号

漁港法の一部を改正する法律(平成十二年法律第七十八号)附則第二条第二項の規定により、漁港を指定する件等を廃止する件(平成十四年農林水産省告示第四百七十四号)による廃止前の漁港指定(昭和五十三年農林水産省告示第五百五十五号)のとおり知事が指定したとみなされた第一種福所江漁港の所在地及び区域の一部を漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第六条第五項の規定に基づき次のように変更し、平成十七年三月一日から適用する。

平成十七年二月二十三日

佐賀県知事 古 川 康
所在地の欄中「小城郡芦刈町」とあるのは、「小城市」と、区域の水域の欄中「芦刈町大字下古賀」とあるのは、「小城市芦刈町下古賀」とする。

●佐賀県告示第五十八号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十七年二月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

一 (一) 保安林予定森林の所在場所

- 多久市東多久町大字納所四五二九の一、四五二九の七三、多久市南多
- 久町大字長尾九一五の六、九一五の九四、九一五の九六、多久市多久町
- 一八八七の二四一、多久市西多久町大字板屋三〇三〇の一、三〇九二の
- 一、三〇九二の五二、三〇九二の五三、三〇九二の五六、三〇九二の五
- 八から三〇九二の六〇まで、四〇三九の一、二

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

二 (一) 保安林予定森林の所在場所

多久市多久町一六三五の二、一六三六の三、多久市西多久町大字板屋九七四四の一、二八、九七四四の一三〇

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものと

する。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び多久市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第五十九号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年二月二十三日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 保安林予定森林の所在場所

- 鹿島市大字山浦字小川内丙一一五四の六、丙一一五五、丙一一六三の
- 一、丙一一六三の二、丙一一六八の一、丙一一六八の二、丙一一六九の
- 一、丙一一六九の二、丙一一七〇の一、丙一一七〇の二、丙一一七六の
- 一、丙一一七六の三、丙一一七六の四、丙一一七六の七、丙一一七六の
- 八、丙一一七七の一、丙一一七七の二、字上床丙二二六九の五

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものと

する。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課並びに鹿島市役所及び西有田町役場に備え置

(二) 指定の目的

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものと

する。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

佐賀県県土づくり本部森林整備課並びに鹿島市役所及び西有田町役場に備え置

<p>代表取締役 坂野邦雄 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号</p> <p>(イ) 九州フジパンストア一株式会社 代表取締役 舟橋重明 愛知県名古屋瑞穂区松園町一丁目50番地</p> <p>(ウ) 株式会社やなぎカラー 代表取締役 柳木貞弘 佐賀市本庄町大字袋408番地</p> <p>(エ) 鶴野昂 佐賀市白山二丁目6番36号</p> <p>(オ) 古賀敬教 佐賀市高木瀬西三丁目9番25号</p> <p>(カ) 今泉鐵也 小城郡小城町470番地</p> <p>(変更後)</p> <p>(ク) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野邦雄 福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号</p> <p>(キ) 九州フジパンストア一株式会社 代表取締役 高木和巳 愛知県名古屋瑞穂区松園町一丁目50番地</p> <p>(ク) 株式会社やなぎカラー 代表取締役 柳木貞弘 佐賀市本庄町大字袋408番地</p> <p>(エ) 古賀敬教 佐賀市高木瀬西三丁目9番25号</p> <p>(カ) 今泉鐵也</p>	<p>小城郡小城町470番地</p> <p>(3) 変更した年月日 平成16年9月9日</p> <p>(4) 変更する理由 小売業者の代表者及び住所の変更並びに小売業者の撤退のため</p> <p>2 届出年月日 平成17年1月20日</p> <p>3 関係書類の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成17年2月23日から 平成17年6月22日まで</p> <p>4 その他</p> <p>法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)に到着するよう提出してください。</p> <p>建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定に基づく建設業の許可の取消しに係る処分(同項第4号に該当するものに限る。)を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>平成17年2月23日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p>
--	--

処分をした年月日	被処分者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地	被処分者の代表者の氏名及び許可番号	取り消した許可の内容	建設業法第12条の規定による届出のあった年月日
平成16年12月28日	栄城舗道株式会社 佐賀市新栄西一丁目11番地22号	小柳 博義 佐賀県知事許可(般-14)第1226号	管工事業に関する一般建設業の許可	平成16年12月16日
平成17年1月4日	株式会社佐賀コクヨ 佐賀市高木瀬町大字東高木262番地1	永池 公一 佐賀県知事許可(般-11)第4150号	内装仕上工事業に関する一般建設業の許可	平成16年12月22日
平成17年1月12日	日の出建設 佐賀市道祖元町99番地	兵働日出雄 佐賀県知事許可(般-12)第6697号	建築一式工事業に関する一般建設業の許可	平成16年12月10日
平成17年1月13日	吉永建設株式会社 伊万里市二里町中里甲3374番地	吉永 茂樹 佐賀県知事許可(般-12)第830号	管工事業に関する一般建設業の許可	平成16年12月13日
平成17年1月14日	吉川水道工事店 唐津市呼子町大字小川島3番地8	吉川 正記 佐賀県知事許可(般-11)第9436号	土木一式工事業、とび・土工事業、管工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可	平成16年12月27日
平成17年1月19日	株式会社澤井基礎工事 神埼郡神埼町大字尾崎906番地1	佐藤 学 佐賀県知事許可(般-14)第1338号	とび・土工事業に関する一般建設業の許可	平成16年1月13日
平成17年1月27日	秦建設 佐賀市大財六丁目1番地333号	秦 博典 佐賀県知事許可(般-13)第9747号	土木一式工事業及び建築一式工事業に関する一般建設業の許可	平成16年12月28日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21

第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成17年2月23日

佐賀県知事 古 川 康

1 都市計画事業の種類及び名称
多久都市計画用途地域

2 縦覧場所
佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課

佐賀市鍋島町大字森田2075番地1 鍋島土地改良区理事長 西村保馬から認可申請の鍋島土地改良区営土地改良事業(維持管理)の計画変更については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年2月23日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類
鍋島土地改良区営土地改良事業(維持管理)の変更後の計画書の写し

2 縦覧の期間
平成17年2月24日から平成17年3月24日まで

3 縦覧の場所
佐賀市役所

○ 関係書類添付の旨

●佐賀県鍋島土地改良区長 田中 隆
佐賀県公報の掲載の旨(昭和四十八年佐賀県建築管理委員会告示第

十七号)の一部を次のように改正する。

平成十七年二月二十三日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

- 一 病院の表中「北波多村立病院」を「唐津市民病院 きたはた」に、「東松浦郡北波多村大字徳須恵一二〇六番地の三」を「唐津市北波多徳須恵一二〇一番地一」に改める。
- 二 老人ホームの表中「養護老人ホーム杵島向陽園」を「社会福祉法人敬愛会養護老人ホームシルバークエア武雄」に改める。

○ 公安委員会事項

佐賀県警察組織規則及び佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

佐賀県公安委員会

委員長 藤 寛

●佐賀県公安委員会規則第一号

佐賀県警察組織規則及び佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(佐賀県警察組織規則の一部改正)

第一条 佐賀県警察組織規則(平成六年佐賀県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表の佐賀県鳥栖警察署の東尾交番の項を次のように改める。

東尾	みやき町	みやき町のうち、大字東尾、
大字東尾	大字中津隈、大字江口、大字	白壁

別表第一の一の表の佐賀県小城警察署の項を次のように改める。

署	小城警察	晴田交番	小城市小城町	小城市のうち小城町
	牛津	畑田	小城市のうち牛津町	
	樋瀬			

別表第一の二の表の佐賀県鳥栖警察署の綾部警察官駐在所及び中原警察官駐在所の項を次のように改める。

綾部	三養基郡みやき町大字原古賀	みやき町のうち、大字箕原(箕原、山田、香田、姬方)、大字原古賀(綾部、高柳、上地、原古賀の一部)
中原	大字箕原	みやき町のうち、大字箕原、大字原古賀

別表第一の二の表の佐賀県鳥栖警察署の持丸警察官駐在所及び三根警察官駐在所の項を次のように改める。

持丸	みやき町大字天建寺	みやき町のうち、大字西島、大字天建寺、大字坂口
三根	大字市武	みやき町のうち、大字市武、大字東津、大字寄人

別表第一の二の表の佐賀県小城警察署の項を次のように改める。

署	小城警察	岩松警察官駐在所	小城市小城町	小城市のうち、小城町(岩蔵、松尾(住吉を除く。))
	大地町	岩蔵	小城市のうち、三日月町	
	五条	大字織島	小城市のうち、三日月町(久米(甘木、土生を除く。))、織島、長神田(長神田、高田、佐織)、道辺、三ヶ島)	
	樋口		小城市のうち、三日月町(久米(甘木、土生)、甲柳原、石木、長神田(長神田、高田、	

東住の江	牛王	佐織を除く。)、堀江、金田、樋口)
永田	芦刈町三王崎	小城市のうち、芦刈町(浜枝川、三王崎、芦溝、下古賀(下古賀)、道免(東道免、西道免))
小城市のうち、芦刈町(下古賀(下古賀を除く。)、道免(東道免、西道免を除く。))、永田)		

(佐賀県道路交通法施行細則の一部改正)

第二条 佐賀県道路交通法施行細則(昭和三十五年佐賀県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表の一般国道二〇七号の項中「小城郡牛津町大字勝」を「小城市牛津町勝」に改め、同表の一般国道二六四号の項中「三根町大字西島」を「みやき町大字西島」に、「北茂安町大字江口」を「みやき町大字江口」に改め、同表の県道北茂安三田川線の項中「北茂安町大字江口」を「みやき町大字江口」に、「北茂安町大字白壁」を「みやき町大字白壁」に改め、同表の県道坊所城島線の項中「三根町大字市武」を「みやき町大字市武」に改め、同表の県道江口長門石江島線の項中「北茂安町大字白壁」を「みやき町大字白壁」に、「北茂安町大字江口」を「みやき町大字江口」に改め、同表の県道江口東尾線の項中「北茂安町大字江口」を「みやき町大字江口」に改め、同表の町道千栗宮前線の項中「北茂安町大字白壁」を「みやき町大字白壁」に改める。

附則

この規則は、平成十七年三月一日から施行する。

○ 正 誤

平成十六年十二月二十八日付け佐賀県公報号外中訂正

頁	箇所	誤	正
1	下段 左から八行目	中の館町	中の館町
1	下段 左から二行目及び三行目	水ケ江一丁目 水ケ江二丁目 水ケ江三丁目 水ケ江四丁目 水ケ江五丁目 水ケ江六丁目	水ケ江一丁目 水ケ江二丁目 水ケ江三丁目 水ケ江四丁目 水ケ江五丁目 水ケ江六丁目
2	上段 左から五行目及び六行目	字椎井樋口	字椎井樋口
3	上段 右から六行目	旭ヶ丘	旭ヶ丘
3	上段 右から七行目	筋原	筋原
4	上段 左から一―一行目	字鳥の隅、字殿隅	字鳥の隈、字殿隈
4	下段 右から九行目	君ヶ坂	君ヶ坂
5	上段 右から六行目	字恵比寿町	字恵比須町

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年二月二十三日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)